

昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応
とりまとめ（案）

令和 7 年 3 月

洋上風力発電の導入促進に向けた
港湾のあり方に関する検討会

目次

1. はじめに
2. 促進区域の指定・有望区域等整理状況及び基地港湾の指定状況
 - (1) 促進区域の指定・有望区域等の整理状況
 - (2) 基地港湾の指定状況
3. 洋上風力発電を取り巻く動き
 - (1) 発電所の大規模化
 - (2) 風車資機材の輸送船舶の多様化
 - (3) 案件形成の進展
 - (4) 風車大型化の進展
4. 洋上重力発電の導入を促進するにあたっての現状の課題
 - (1) 発電所の大規模化
 - (2) 風車資機材の輸送船舶の多様化
 - (3) 案件形成の進展
 - (4) 風車大型化の進展
5. 現状の課題への対応策
 - (1) 発電所の大規模化
 - (2) 風車資機材の輸送船舶の多様化
 - (3) 案件形成の進展
 - (4) 風車大型化の進展
6. 今後の課題
7. おわりに
8. 巻末資料
 - (1) 検討会委員名簿
 - (2) 「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会」規約
 - (3) 検討会開催状況
9. 参考資料

1. はじめに

洋上風力発電は、大量導入、コストの低減、経済波及効果が期待できることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされており、世界的にも導入拡大が急速に進んでいる。

国内においても、2016年の港湾法改正により港湾区域内、2019年の再エネ海域利用法¹の制定により領海及び内水の海域（以降、「一般海域」という。）で導入が開始された。2020年には、中長期的な政府及び産業界の目標、目指すべき姿と実現方策等について一定の方向性を取りまとめた洋上風力産業ビジョン（第1次）で2030年までに10GW²、2040年までに浮体式も含む30GW～45GWの案件形成目標が設定された。2025年3月現在、港湾区域内では6区域で事業者が決定し、2箇所が運転中、1箇所が建設中、一般海域では10海域で公募が完了し、1箇所が建設中となっている。

また、2025年2月には、第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することが政策の方向性として示され、浮体式洋上風力発電については排他的経済水域を含めた導入拡大を進め、また、2050年には系統や調整力のコストを含めて経済的に自立した電源となることを目指すことが示されたところである。

本とりまとめは、3回にわたる洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会（以下、「令和6年度あり方検討会」という。）での議論を踏まえ、促進区域等の指定状況、基地港湾の整備状況、洋上風力発電を取り巻く動きにあわせた港湾に係る現状の課題と対応策及び導入目標を達成するに当たっての今後の課題について取りまとめたものである。

¹ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の略称。

² 洋上風力発電では、風車のサイズをMW（1MW＝1000kW）で表記するのが一般的であり、本とりまとめでは、風車サイズで使用する単位に合わせ、発電所規模、導入目標についてもMW、GW（1GW＝1000MW＝100万kW）の単位を使用する。

2. 促進区域の指定・有望区域等の整理状況及び基地港湾の指定状況

(1) 促進区域の指定・有望区域等の整理状況

国内の洋上風力発電事業は、港湾法、再エネ海域利用法等を根拠法に事業が進められている。

港湾法に基づく場合、港湾計画に再生可能エネルギー源を利活用する区域を定め、占用公募制度等に基づき、港湾管理者が公募し、当該区域の事業者を決定³する。同区域は、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港、御前崎港、北九州港の8か所で定められ、稚内港、御前崎港を除く6港で事業者が決定し、石狩湾新港、能代港、秋田港で運転開始、北九州港で建設工事が進められている。

再エネ海域利用法に基づく場合、都道府県からの情報提供を踏まえ、案件の進捗状況に応じて、国が準備区域、有望区域、促進区域に整理・指定する。「準備区域」は、今後協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、都道府県が利害関係者等との調整に着手している区域である。「有望区域」は、利害関係者が特定され協議会を開始することについて同意している区域であり、促進区域の指定に向けて協議会を設置する。「促進区域」は、再エネ海域利用法第8条に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として経済産業大臣、国土交通大臣により指定を受けた区域であり、両大臣により事業者選定が行われる。

2025年1月時点では、準備区域が11海域、有望区域が9海域、促進区域が10海域となっている。これまで促進区域として指定された10海域については、事業者の選定を終えており、各事業者が運転開始に向けて、準備・調整を進めている。

第1ラウンドは、令和3年度に長崎県五島市沖、秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子沖の4海域で事業者選定がなされ、発電容量は合計約1.7GWである。

第2ラウンドは、令和5年度に秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖の4海域で事業者選定がなされ、発電容量は合計約1.8GWである。

³ 石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港（北側）については、2016年の港湾法改正以前に占用公募制度を活用せず、事業者を決定。占用公募制度を活用した事例は、最初が北九州港で、次いで鹿島港（南側）の2港。

第3ラウンドは、令和6年度に青森県日本海側（南側）、山形県遊佐町沖の2海域で事業者選定がなされ、発電容量は合計約1.1GWである。

(2) 基地港湾の指定状況

2016年の港湾法改正、2019年の再エネ海域利用法の制定を受け、2020年に港湾法が改正され、洋上風力発電の設置・維持管理に当たって必要不可欠な海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を有する港湾（基地港湾）に関する制度が導入された。

本制度にある基地港湾の指定では、①港湾計画における「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の位置づけのほか、②係留施設及び荷さばき施設に必要な面積・地盤の強度、③係留施設の構造の安定、④当該港湾の利用状況と周辺の再生エネルギー導入量の現況・将来見通し、⑤2以上の者の利用見込みであることとした具体的な基準を設けている。

2020年9月に、能代港（岸壁水深10m、利用可能用地29ha）、秋田港（岸壁水深11m、利用可能用地21ha）、鹿島港（岸壁水深12m、利用可能用地16ha）、北九州港（岸壁水深10m、利用可能用地12.5ha）の4港が最初の基地港湾に指定され、2023年には新潟港（岸壁水深12m、利用可能用地27ha）、2024年には青森港（岸壁水深12m、利用可能用地22ha）、酒田港（岸壁水深12m、利用可能用地34ha）が指定された⁴。基地港湾の配置は、促進区域・有望区域等の指定状況に対応し、東北・北陸地方に5港、関東地方に1港、九州地方に1港、計7港となっている。

これらの基地港湾のうち、能代港、秋田港、鹿島港、北九州港は整備が完了し、秋田港と北九州港は既に国、港湾管理者、事業者による賃貸借契約が締結され、利用が始まっている。

今後も、促進区域・有望区域等の状況、浮体式洋上風力発電所の計画動向、既存の指定済基地港湾の配置等を踏まえ、必要となる基地港湾の計画、指定、整備を進めていく必要がある。

⁴ 岸壁水深と利用可能用地面積は港湾管理者のホームページ等において記載されている内容

3. 洋上風力発電を取り巻く動き

(1) 発電所の大規模化

発電コスト低減のため、海外では 0.5GW 超の洋上風力発電所が増加しており、1GW 超の案件についても、2019 年に運転を開始したイギリスのホーンシー洋上風力発電所など複数の発電所がイギリスで運転を始めており、アメリカ等でも建設が始まっている。我が国でも発電効率の向上及びコスト縮減を目的に、発電所の大規模化が進み、東北地方では約 0.85GW の発電所が計画され、また、北海道では 1GW 超の案件形成に向けた調整がなされている。

(2) 風車資機材の輸送船舶の多様化

洋上風力発電で使用する資機材については、ケーブルなど従前より国内で生産されているものに加え、わが国の鉄鋼産業、重電産業、機械産業等の競争力を活かし、基礎（モノパイル、ジャケット）、ナセルを始めとする各種資機材等の国内生産拠点の整備が進んでいる。

海外から輸入される資機材については、本船クレーンを装備した重量物船で輸送されているが、国内で生産される資機材については、国内の資機材製造拠点から基地港湾へは、貨物船での輸送のほか、バージやモジュール船⁵（以下、「モジュール船等」という。）での輸送が計画されている。

(3) 案件形成の進展

洋上風力産業ビジョン（第 1 次）において示された 2040 年の案件形成目標 30～45GW を達成するためには、現在の 2～3 倍のペースで案件形成を行う必要がある。現在、港湾区域内では 6 か所、一般海域では促進区域 10 海域で事業者が選定され事業が進捗（2 海域は既に運転中）しているほか、今後、有望区域、準備区域からの更なる案件形成が見込まれている。

また、第 7 次エネルギー基本計画にも記載された排他的経済水域における洋上風力発電所の展開を担保する再エネ海域利用法の改正も国会で審議が行われている。

(4) 風車大型化の進展

⁵ 洋上風力発電所の工事で使用されるバージ、モジュール船は、各種資機材等を運搬するフラットで広いデッキを持つ作業船で、バージは非自航、モジュール船は自航となる。

洋上風力発電所で使用される風車のサイズは、2000 年初頭から続いた 2 ～ 3 MW 機の時代が 2015 年頃に終わり、占用公募制度が導入された 2016 年の港湾法改正以降、急速に大型化が進展している。

現時点での最大規模の風車は 15MW 級であるが、2020 年代末までには欧州等で 15MW 超級の風車の運転開始が予定されている。また、世界的には次世代機として 18～20MW 級の開発が進められている。

洋上風力発電所の施工では、洋上での設置を効率的に実施するため、港湾で風車を事前に一定程度組立て（＝プレアッセンブリ）した後、風車設置船（＝SEP 船）で洋上に風車を設置するが、風車の大型化に伴い、港湾におけるプレアッセンブリのためのヤードの拡大化が求められている。

4. 洋上風力発電の導入を促進するにあたっての現状の課題

(1) 発電所の大規模化

令和 3 年度に開催した 2050 年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会（以下、「令和 3 年度あり方検討会」という。）を始め、これまでは大規模な発電所に対応した基地港湾として 0.5GW 規模の発電所を対象に検討を重ねてきた。

一方で、基地港湾に関する事業者アンケート⁶によると、大規模な発電所を施工するには、我が国の基地港湾で確保する面積は小さく、建設に当たっての施工期間の短縮が困難などの意見が指摘されている。

大規模化が進む発電所の建設では、公共インフラである基地港湾の効果的、効率的な利用方法が課題であり、建設にあたっての工夫や複数港湾あるいは複数施設の利用など、様々な組み合わせによる対処方法の検討が必要である。

(2) 風車資機材の輸送船舶の多様化

モジュール船等の船舶で国産の風車資機材を輸送する場合、岸壁がモジュール船等のデッキの高さより高くロールオフ荷役⁷時にかけ渡すランプウェイによって岸壁が損傷したり、岸壁法線背後に設定された荷重制限エリアが大きい岸壁でラ

⁶ 第 31 回交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会資料

⁷ ロールオフ荷役とは、バージやモジュール船の甲板（＝デッキ）と岸壁を概ね同じ高さに合わせ、そこにランプウェイ等を渡し、貨物を甲板から岸壁へ多軸台車を使って荷卸しする作業。

ンブウェイを使用すると、ランプウェイの長さや厚さが大きくなり、更にランプウェイの先に続くスロープによって荷さばき地が大きく占有されたりする恐れが指摘されている。

大型化が進む洋上風力発電の資機材では、国産資機材だけではなく、輸入される資機材でもロールオフ荷役が行われることが想定され、安全かつ円滑なロールオフ荷役が可能な施設構造の検討が必要である。

なお、施設構造の検討に当っては、モジュール船等の喫水調整能力や縦付け係留等の特性⁸の考慮、また荷重制限エリアそのものを撤廃できる対策の検討も必要となる。

(3) 案件形成の進展

洋上風力発電の案件形成の進展に伴い、基地港湾の整備・利用のスケジュールが密になりつつあり、事業者からは「現状の基地港湾仕様では、施工期間の短縮は困難」、また港湾管理者からは「災害等の突発的事案が発生した際の迅速な復旧対応が困難」との指摘がある。

2020年の基地港湾制度の創設以降、基地港湾7港が指定されているが、利用スケジュールの過密化等に対応するための更なる有効活用や、大規模修繕や突発的な事案に対応するための柔軟な基地港湾利用のため、広域的な連携の枠組みや基地港湾の利用に当たっての技術的助言や効率的な維持管理・運用手法に係る体制の検討が必要である。

(4) 風車大型化の進展

令和3年度あり方検討会において、20MW風車に対応するためには岸壁の地耐力の観点から、風車の大型化に対応した施工上の工夫を加えた新たな改良案が必要との整理がなされているが、基地港湾利用が過密化する中で効果的な「新たな改良等」の技術的な問題解決に至っていない。

基地港湾事例、施工内容、実施時期等の観点からみた効果的な追加改良工事を実施する仕組みや経済的な対策検討が必要である。また、20MWを前提とした検討の場合、地耐力だけでなく、作業船等も大型化するので、水深等の検討も必要である。

⁸ バージ等は、静穏な港湾内での荷役時には、バラスト調整により、一定の範囲内であれば満載喫水より更に船を沈め、岸壁天端とモジュール船等のデッキの高さを合わせることが可能である。また、バージ等でロールオフ荷役をする場合は、岸壁に横付けではなく、縦付けで係留するのが一般的である。

5. 現状の課題への対応策

4. 洋上風力発電の導入を促進するにあたっての現状の課題に対し、令和6年度に開催したあり方検討会での議論を踏まえ、現時点で実施すべき対応策を下記のとおり整理した。

(1) 発電所の大規模化

大規模な洋上風力発電所の建設に係る課題への対応策は以下のとおり。

- ① 発電所規模 0.5GW 以上の場合では、基地港湾（埠頭）に加え、他の埠頭（隣接岸壁、当該港湾内、他港湾）の利用を組み合わせることも選択肢として基地港湾（埠頭）を計画・整備・利用することとし、日々進化している風車施工技術や荷役方法に留意したヤードの利用シミュレーションでの検討結果を踏まえる。
- ② 加えて、行政側から事業者に対して基地港湾の効率的な利用事例などの情報提供を行う。
- ③ 他の埠頭利用にあたっては、周辺の港湾利用への影響に対する配慮と既存利用者との調整が必要となることに留意する。

(2) 風車資機材の輸送船舶の多様化

風車資機材の荷役形態への多様化に係る課題への対応策は以下のとおり。

- ① 今後の基地港湾整備では、ロールオフ荷役（場合によってはロールオン荷役を含む）に配慮した施設構造にする。
- ② 岸壁の高さの検討では、潮位等の海象条件、防波堤等による静穏度、船舶喫水等の船舶仕様を踏まえて、岸壁の高さを設定する。
- ③ ②の設定を踏まえ、必要に応じて、部分的に段差を設けた岸壁構造（切り欠き構造）や設置するランプウェイに対応したスロープを設ける。
- ④ 縦付け係留を想定した泊地計画や係船柱・防舷材の設置計画では、周辺の航行船舶や係留時の安全性確保に配慮する

(3) 案件形成の進展

案件形成の進展に係る課題への対応策は以下のとおり。

- ① 複数の基地港湾の関係者（国・港湾管理者・事業主体等）が一堂に会する協議会を設置し、広域的な連携の下で基地港湾の一時的な利用の際の技術的課題と対応策を協議する。その際、港湾行政側が関係者にコミュニケー

ションをとり、主導的に提案する。そのためにも、協議会に研究機関が参画して技術的な助言を行うことができる体制を効果的に運用する。

- ②基地港湾の効率的な維持管理、最新技術の知見を活かした施設利用可否の判断など研究機関による継続的な技術研究を進める。
- ③港湾の利用効率の向上を図るためには、作業船や海上工事の作業上の工夫も重要な要素であり、進化する風車施工の技術を適切に反映する。

(4) 風車大型化の進展

風車の大型化の進展に係る課題への対応策は以下のとおり。

- ①これまで検討した基地港湾の規模等の考え方を基本的に維持しつつ対応する（ただし浮体式は別）。
- ②日々進化している風車施工技術や荷役方法に留意したヤードの利用シミュレーション等による検討を通じて、効率的な基地港湾の利活用を促進する。
- ③既設の基地港湾の改良（機能向上）が必要な場合には、基地港湾の混雑状況次第ではあるが、利用と並行して柔軟かつ効果的な追加改良工事を実施する。そのために必要な仕組み（賃貸借契約等）を整備する。
- ④基地港湾整備（追加改良工事を含む）にあたり、経済的かつ迅速な対策工法を開発する。
- ⑤作業船の大型化（基礎設置船の国内投入含む）を踏まえ、陸側の港湾施設だけでなく、停泊にあたっての水域施設の機能確保も併せて考慮する。

6. 今後の課題

洋上風力発電産業は、2000年代に入り欧州で誕生した新しい産業であり、欧州では、今後見込まれる導入量の拡大や浮体式洋上風力発電の導入に向け、港湾の不足や効率的な利用が課題となっている。我が国においても、2016年の改正港湾法、2019年の再エネ海域利用法により導入が始まり、2030年10GWの導入目標（年間1GWペース）の実現に向け、導入海域が着実に増加している。今後は、浮体式洋上風力発電の導入も本格化する2040年30～45GWの大量導入目標（年間2～3GWペース）に向け、下記課題への継続した検討が求められている。

- ①各基地港湾の役割分担（分業体制）のあり方の検討。
- ②基地港湾の一時的な利用にとどまらない柔軟な利用調整の検討。

- ③基地港湾の利用期間短縮や事業者の利便性向上に資する運営施策を検討。
- ④洋上風力発電のライフサイクルの各フェーズにおける港湾利用ニーズ（設置・O&M・撤去、陸域・水域（一般海域・港湾区域））に対して港湾機能を効果的にかつ環境に配慮しつつ発揮させるための港湾のあり方の検討。
- ⑤国産資機材製造拠点を含めた産業集積港にかかる検討。
- ⑥大規模な浮体式洋上風力発電所に対応した港湾のあり方（水域を含めた港湾機能、全国的な視点での基地港湾の配置、港湾間連携など）の検討。

7. おわりに

政府は、再生可能エネルギー電源の導入促進の切り札である洋上風力発電について、2030 年までに 10GW、2040 年までに浮体式を含む 30～45GW の案件形成を目標に掲げている。その達成に向けて港湾に期待する声も大きくなっており、先を見据えた対応が必要である。

本検討会では、促進区域等の指定状況、基地港湾の整備状況、洋上風力発電を取り巻く昨今の動きを踏まえた現状の課題、具体的には、洋上風力発電所の大規模化への対応、風車資機材の荷役形態の多様化、案件形成の進展に伴う基地港湾利用スケジュールの過密化への対応、洋上風車の大型化への対応の 4 つの観点で改めて整理し、この度、その対応方針としてとりまとめをおこなった。

今回のとりまとめにあたり、風車部材の積み出しと資機材の受入用の 2 バース利用が前提ではないか、資機材調達のコスト高を踏まえ事業者の予見性を高める工夫が必要ではないか、港湾の分業や協力体制を検討する上で様々な関係者が関わる仕組みが必要ではないかなどの意見が出されたところである。

今後、本対応方針の取り組みを進めるにあたって、国によるイニシアチブのものと関係する行政関係者と連携するとともに、各基地港湾の役割分担（分業体制）のあり方、基地港湾の一時的な利用にとどまらない柔軟な利用調整、基地港湾の利用期間短縮や事業者の利便性向上に資する基地港湾を増やす・生産性を上げる・風車の大型化に頼るなどの運営施策、洋上風力発電のライフサイクルの各フェーズにおける港湾利用ニーズに対して港湾機能を効果的に発揮させるためのあり方、国産資機材製造拠点を含めた産業集積港に係る検討、EEZ への展開を踏まえた大規模な浮体式洋上風力発電所に対応した港湾のあり方、洋上風力発電所の解体撤去に係る環境への影響及び負荷など、今回の検討会にて頂いた意見を参考に、状況変化に応じた柔軟な対応を既存制度の運用の見直しを含めて、継続的に検討していくこととする。

8. 巻末資料

(1) 検討会委員名簿

洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会構成員は以下の通り。

【有識者】

日本大学 理工学部海洋建築工学科教授	居駒 知樹
足利大学 顧問	牛山 泉
早稲田大学 法学学術院 教授	河野 真理子
東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 嘱託教授	菊池 喜昭
神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員、 横浜国立大学 名誉教授、放送大学 名誉教授	來生 新 【座長】
京都大学 経営管理大学院 特命教授	渡部 富博

【関係団体】

(一財) 沿岸技術研究センター 特別研究監	栗山 善昭
(国研) 海上・港湾・航空技術研究所 特別研究主幹	米山 治男
(一財) 港湾空港総合技術センター 業務執行理事兼洋上風力部長	松田 英光
(一社) 日本埋立浚渫協会 技術委員長	野口 哲史
(一社) 日本港運協会 理事兼港湾物流戦略室長	久米 秀俊
(公社) 日本港湾協会 専務理事	中島 洋
(一社) 日本風力発電協会 理事	堺 浩二

【行政関係者】

経済産業省	
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部	
新エネルギー課 風力政策室長	古川 雄一
国土交通省	
港湾局 計画課長	森橋 真
産業港湾課長	中川 研造
海洋・環境課長	白井 正興
海事局 海洋・環境政策課長	河合 崇
国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部長	吉江 宗生
(敬称略)	

(2)「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会」規約

(名 称)

第1条 本会は、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会（以下、検討会）と称する。

(目 的)

第2条 2020年12月に国土交通省、経済産業省及び関連団体等により策定した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」に鑑み、系統整備や促進区域等指定のスケジュール、風車の大型化傾向等を踏まえつつ、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方及び、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るための地域振興について検討を行う。

(検討事項)

第3条 検討会では、次に掲げる項目について検討を行う。ただし、必要があるときには、追加することができる。

- (1) 基地港湾の配置及び規模
- (2) 基地港湾の管理及び運営
- (3) 基地港湾を活用した地域振興
- (4) 洋上風力発電の導入促進に必要となる港湾機能の整理
- (5) 浮体式洋上風力発電設備の建設に対応した施設の規模
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 検討会は、以下の構成員により組織する。

日本大学 理工学部海洋建築工学科教授 居駒 知樹

足利大学 顧問 牛山 泉

早稲田大学 法学学術院 教授 河野 真理子

東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 嘱託教授 菊池 喜昭

神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員、

横浜国立大学 名誉教授、放送大学 名誉教授 來生 新

京都大学 経営管理大学院 特命教授 渡部 富博

(一財) 沿岸技術研究センター 特別研究監
(国研) 海上・港湾・航空技術研究所 特別研究主幹
(一財) 港湾空港総合技術センター 業務執行理事兼洋上風力部長
(一社) 日本埋立浚渫協会 技術委員長
(一社) 日本港運協会 理事兼港湾物流戦略室長
(公社) 日本港湾協会 専務理事
(一社) 日本風力発電協会 理事
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室長
国土交通省港湾局 計画課長
産業港湾課長
海洋・環境課長
国土交通省海事局 海洋・環境政策課長
国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部長
その他検討会が必要と認める者

(座 長)

第5条 検討会の座長は、互選により選任する。

2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会の議長は、座長が務める。

3 座長は必要に応じ、第4条第1項に定める者以外の出席を求めることができる。

4 検討会は原則、非公開とする。

5 検討会における事務局の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。参加者から提出された資料については、参加者が認める場合を除いて、原則として非公表とする。

(検討会の事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室が務める。

附則

- 1 この規約は、令和 3 年 5 月 1 8 日から施行する。
- 1 この規約は、令和 5 年 5 月 3 1 日から施行する。
- 1 この規約は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

(3) 検討会開催状況

- ①令和６年度 洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会
(第１回)

議事次第

日時：令和６年１２月１９日（木）１０：００～１２：００

場所：（公社）日本港湾協会 会議室／オンライン

（ハイブリッド方式）

１．開会

２．規約の改正について

３．議事

- （１）洋上風力発電を取り巻く近年の動き
- （２）検討スケジュール
- （３）指定済み基地港湾において見えてきた課題 【議論】
- （４）浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム（報告）
- （５）その他

４．閉会

配付資料

構成員名簿

規約（案）

資料 １ 洋上風力発電を取り巻く近年の動き

資料 ２ 検討スケジュール

資料 ３ 指定済み基地港湾において見えてきた課題

資料 ４ 浮体式洋上風力発電設備の海上施工等に関する官民フォーラム（報告）

②令和6年度 洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会
(第2回)

議事次第

日時：令和7年3月4日(火) 10:00～12:00

場所：(公社)日本港湾協会 会議室／オンライン

(ハイブリッド方式)

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回検討会でのご意見と対応方針について
- (2) 昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応案について
- (3) その他

3. 閉会

配付資料

議事次第

構成員名簿

第1回あり方検討会議事概要

資料1 第1回検討会でのご意見と対応方針

資料2 昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応案

資料3 基地港湾利用に当たっての課題への対応案とりまとめ骨子

参考資料 港湾法等の一部を改正する法律案の閣議決定について

③令和6年度 洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会
(第3回)

議事次第

日時: 令和7年3月26日(水) 10:00～12:00

場所: (公社)日本港湾協会 会議室／オンライン
(ハイブリッド方式)

1. 開会

2. 議事

- (1) 昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応案とりまとめ
- (2) 浮体式洋上風力発電の海上施工シナリオについて
- (3) その他

3. 閉会

配付資料

議事次第

構成員名簿

資料 1 第2回検討会でのご意見と対応方針

資料 2 昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応案(前回資料の一部修正)

資料 3 昨今の基地港湾を取り巻く課題への対応とりまとめ案

資料 4 浮体式洋上風力発電の海上施工シナリオについて

資料 5 今後の検討会の進め方について

参考資料 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案